

中小企業の皆さまへ

# 保証制度セレクション

令和3年度版



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



# 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方に 金融機関による継続的な伴走支援を実施

## 伴走支援型特別保証 (セーフティネット保証 第4号・第5号・危機関連)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関による継続的な伴走支援により経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的としています。

対象者	次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画（以下、「計画」という。）を策定した中小企業者。 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（ <b>新型コロナウイルス感染症</b> に係るものに限る。） (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等減少率が <b>15%</b> 以上のものに限る。） (3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定（ <b>新型コロナウイルス感染症</b> に係るものに限る。）
保証限度額	4,000万円
対象資金	経営の安定に必要な事業資金
融資利率	金融機関所定
保証料率	借入金額に対し0.85%とする。ただし、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。 <b>【保証料の補助】</b> 0.65%に相当する額を国が補助する。経営者保証免除対応を適用する場合には0.85%に相当する額を国が補助する。
融資期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）
担保・保証人	担保 必要に応じて 保証人 原則無保証人（法人代表者を除く。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合には法人代表者の連帯保証を徴求しない。）
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日に保証協会が受付したもの

# 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方の 経営改善・事業再生を支援

## 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）

新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中小企業者が、認定支援機関の指導・助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的としています。

対象者	債権者間の合意が取れている経営改善計画を基に事業の再生に取り組む方
保証限度額	2億8,000万円（組合等 4億8,000万円）
対象資金	事業再生の計画の実施に必要な事業資金
融資利率	金融機関所定
保証料率	責任共有制度の対象の場合は0.8%とする。責任共有制度の対象外の場合は1.0%とする。ただし、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せする。 <b>【保証料の補助】</b> 責任共有制度の対象の場合は0.6%に相当する額、責任共有制度の対象外の場合は0.8%に相当する額を国が補助する。経営者保証免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。
融資期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（据置期間5年以内）
担保・保証人	担保 必要に応じて 保証人 原則無保証人（法人代表者を除く。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合には法人代表者の連帯保証を徴求しない。）
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日に保証協会が受付したもの

\*本制度利用には事前相談が必要です。

### ◆事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を利用する際に必要な計画策定支援機関等◆

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| ①中小企業基盤整備機構                 | ⑦私的整理に関するガイドライン            |
| ②認定支援機関（再生支援協議会・産業復興相談センター） | ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドライン      |
| ③特定認証紛争解決手続                 | ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン |
| ④整理回収機構                     | ⑩中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合 |
| ⑤地域経済活性化支援機構                | ⑪経営サポート会議                  |
| ⑥東日本大震災事業者再生支援機構            |                            |

# 目次

● <b>創業期の保証制度</b> .....	P4
創業等関連保証、創業関連保証、開業資金（創業枠）（創業サポート枠）（女性創業枠）、 長浜市創業支援資金保証	
● <b>持続的発展期の保証制度</b> .....	P4
一般保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根 保証（カードSmile）、短期継続融資保証（ケイゾク（通常枠）（税理士連携枠）（金融機関モニタリング 枠））、中小会計要領評価保証（会計力）、短期事業資金（通常枠）（手形・電子記録債権割引枠）	
<b>小規模事業者の方に</b>	
経営支援資金（小規模企業者枠）、小口零細企業保証（全国小口保証）、経営支援資金（小規模企業者 特別枠）、市町小規模企業者小口簡易資金保証	
● <b>成長発展期の保証制度</b> .....	P6
プロパー協調融資保証（アシストライン）、事業性評価保証（リレーション）、特別大口無担保保証（ロン グラン70）、財務要件型無保証人保証、特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）	
● <b>自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度</b> .....	P6
経営安定関連保証（セーフティネット保証）、セーフティネット資金（新規枠）（借換枠）、緊急経済対策資 金（新規枠）（借換枠）	
<b>大規模な経済危機や自然災害等の備えまたは発生した時に</b>	
危機関連保証、セーフティネット資金（新規枠）（借換枠）、伴走支援型特別保証 セーフティネット資金（コロナ新規枠）、セーフティネット資金（コロナ借換枠）	
● <b>経営改善・再生支援に関する保証制度</b> .....	P8
条件変更改善型借換保証、経営力強化保証、政策推進資金（経営力強化枠）、事業再生計画実施関連保証 （経営改善サポート保証）、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）、政策推進資金（再生支援枠）	
● <b>事業承継・廃業に関する保証制度</b> .....	P9
事業承継特別保証、経営承継借換関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準 備関連保証、特定経営承継準備関連保証、政策推進資金（事業承継枠）、事業承継サポート保証、自主 廃業支援保証	
● <b>本業を通じたSDGs達成のための保証制度</b> .....	P10
SDGsトライアル保証、SDGsステップアップ保証、政策推進資金（SDGs推進企業応援枠）	
□ <b>当協会独自の信用保証料率割引</b> .....	P11
□ <b>滋賀県内各市町の保証協会付融資施策について（令和3年4月1日現在）</b> .....	P11
□ <b>信用保証料について</b> .....	P12
□ <b>経営者保証を不要とする取扱いについて</b> .....	P13
□ <b>信用保証料率表（令和3年4月1日現在）</b> .....	P14

## ●創業期の保証制度

これから創業をお考えの方や創業間もない方向けに店舗の開設等の準備資金や事業が軌道に乗るまでの資金を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
<b>創業等関連保証</b> ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方	<b>1,500万円</b> <sup>(*)</sup>	金融機関 所定	1.00% (割引制度P11参照)	10年以内 (1年)
<b>創業関連保証</b> ☆責任共有制度対象外		<b>2,000万円</b> <sup>(*)</sup>			
<b>開業資金(創業株)</b> ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	<b>県</b> 創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備合計 <b>2,500万円</b> <sup>(*)</sup>	1.00%	1.00% 一般保証 0.37~1.82%	7年以内 (1年)
<b>開業資金(創業サポート株)</b> ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	<b>県</b> 開業資金(創業株)の対象者で滋賀県が定める要件を満たす方			0.50% 一般保証 0.00~1.32%	
<b>開業資金(女性創業株)</b> ☆責任共有制度対象外	<b>県</b> 創業をお考えの方、または創業後5年未満の女性で滋賀県が定める要件を満たす方			0.70%	
<b>長浜市創業支援資金保証</b> ☆責任共有制度対象外	<b>市</b> 創業をお考えの方、または創業後3年未満の方で長浜市が定める要件を満たす方	<b>2,000万円</b>	1.00% 但し保証金額1千万円までは0.80%	0.50% 但し保証金額1千万円までは0.00%	

\* 創業等関連保証、創業関連保証および再挑戦支援保証を合算して3,500万円。創業関連保証および再挑戦支援保証を合算して2,000万円。

\* 創業株、創業サポート株、女性創業株の融資残高を含めて2,500万円以内となります。

開業前に2,000万円を超える融資をご希望される場合は、2,000万円を超える部分については自己資金相当額の範囲内となります。詳しくは県制度要綱をご覧ください。

\* 法人成をされた方は開業資金(創業株)(創業サポート株)の一般保証をご利用いただけます。

### ◆創業サポート株対象者◆

(ア) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた方で市町の証明を受けた方(保証限度額が3,000万円まで利用可能)

(イ) 県内インキュベーション施設の入居者

(ウ) 県の定める創業支援施策を受けた方で証明を受けた方

(エ) 商工会、商工会議所、産業支援プラザの経営支援(認定特定創業支援等事業に準ずる支援<sup>(\*)</sup>)を受けた方

\* 認定特定創業支援等事業に準ずる支援とは ①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓の知識が身につく継続的な支援。(商工会議所等が自ら実施する創業塾や窓口相談等。①~④の全項目についての支援が必要。) 商工会議所等で終了の確認が取れば外部セミナーも対象となります。

## ●持続的発展期の保証制度

収支ズレや季節要因等によって資金繰りが悪化しがちな持続的発展期を支援するための保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
<b>一般保証</b>	(法人) 滋賀県内に本店または事業所を有する企業 (個人) 住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方	<b>2億8,000万円</b> 組合等 <b>4億8,000万円</b>	金融機関所定	0.45~1.90%	原則 運転7年以内 設備15年以内
<b>当座貸越根保証</b>	借入限度額内で借入を回復継続して行いたい方	<b>2億8,000万円</b>		0.39~1.62% (特殊保証料率)	運転・設備 1年または2年
<b>事業者カードローン</b> <b>当座貸越根保証</b>		<b>100万円~ 2,000万円</b>			
<b>小規模事業者カードローン</b> <b>当座貸越根保証(カードSmile)</b>	借入限度額内で借入を回復継続して行いたい小規模事業者	<b>50万円~500万円</b> ※白色申告の個人事業者は50万円~200万円			運転・設備 2年



保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
短期継続 融資保証 (ケイゾク)	通常枠	資本性に近い資金供給をお求めの方	1,500万円 <sup>(※1)</sup>	金融機関 所定	0.45~1.90%	運転12か月以内
	税理士 連携枠	税理士による月次管理をされている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	通常枠と合算で 3,000万円以内		0.35~1.80%	
	金融機 関モニ タリン グ枠	金融機関による事業性評価と定期的なモニタリングを実施されている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	2,000万円以内 <sup>(※2)</sup>			
中小会計要領評価保証 (会計力)		税理士による月次管理をされていて、かつ中小会計要領に基づく会計処理をされている方	2億8,000万円			10年以内
短期事業 資金保証	通常枠	原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方	1,500万円	2.20%	0.45~1.90%	12か月以内
	県 手形・ 電子記 録債権 割引枠	滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している下請事業者の方				割引期間 150日以内

\* 1 税理士連携枠と合算で3,000万円以内。

\* 2 通常枠・税理士連携枠と合算で平均月商の3か月以内。

## 小規模事業者の方に

常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人）以下の小規模企業の方を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
経営支援資金 (小規模企業者枠)	県 原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,500万円	1.45%	0.45~1.20%	運転5年以内 設備7年以内

常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人）以下の小規模企業（特定非営利活動法人除く<sup>(※)</sup>）の方を支援する保証制度です。

※ 医業を主たる事業とする特定非営利活動法人は申込可能です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
小口零細企業保証 (全国小口保証) ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者の方	2,000万円	金融機関所定	0.50~2.20% (割引制度P11参照)	運転7年以内 設備15年以内
経営支援資金保証 (小規模企業者特別枠) ☆責任共有制度対象外	県 申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者でかつ原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,000万円	1.25%	0.50~1.20%	運転5年以内 設備7年以内
市町小規模企業者 小口簡易資金保証 ☆責任共有制度対象外	市町 申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下で各市町が定める要件を満たす小規模事業者の方	2,000万円	1.50%		

## ●成長発展期の保証制度

新商品・サービスの開発や販路開拓を進めるなど成長発展期を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35~1.90%	15年以内
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方			0.35~1.80%	
特別大口無担保保証 (ロングラン70) ◇財務要件あり	一定の財務要件を満たし、金融機関の推薦があって大口の資金を必要とされている方	2億円		0.36~1.52%	一括返済7年以内 分割返済10年以内
財務要件型 無保証人保証 ◇財務要件あり ◇連帯保証人不要	一定の財務要件を満たす方で、経営者の保証なしで資金調達をお考えの方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		0.45~1.90%	一括返済2年以内 分割返済7年以内
特定社債保証 ◇適債要件あり ◇連帯保証人不要	社債を発行して資本市場から直接資金調達を行いたい方	4億5,000万円 80%保証であり社債の 最高発行限度額は5億 6,000万円  (最低発行額) 3,000万円	発行体 所定利率	0.40~1.76%	2年以上 7年以内
流動資産担保融資保証 (ABL保証)	売掛金(電子記録債権)や商品在庫等を担保にして資金調達されたい方	2億円 (融資額2億5,000万円の 保証割合80%)	金融機関 所定	0.68%	根保証1年 (更新可) 個別保証1年以内

\* 特定社債保証と流動資産担保融資保証 (ABL保証) は固有の手続きがありますので、具体的なお申込みにあたっては、事前にお問い合わせください。  
\* 流動資産担保融資保証 (ABL保証) の譲渡担保の対象となる売掛債権は売掛金債権、割賦債権販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権等です。

### ◆特別大口無担保保証 (ロングラン70)、財務要件型無保証人保証、特定社債にかかる要件◆

項目	資 格 要 件		
	基準1	基準2	基準3
純資産	5,000万円以上	3億円以上	5億円以上
(1) 自己資本	3億円未満	5億円未満	
(2) 純資産倍率	20%以上	20%以上	15%以上
(3) 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
(4) 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
(5) インタレスト・ガバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ(1)または(2)で1項目および(3)または(4)で1項目該当する必要があります。			

## ●自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度

経済危機時の売上の急減や自然災害時において設備の損壊や風評被害等により事業継続が困難な状況となった場合など信用取引の収縮が生じた際に資金調達ができるよう支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件1~4、6号 ☆責任共有制度対象外	取引先の倒産や災害等その他突発的な事由等の理由により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.90%	運転10年以内(1年) 設備15年以内(1年)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5、7、8号				0.80%	

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
セーフティネット資金 (新規枠) <sup>*1</sup> 認定要件1~3、6号 <b>県</b> ☆責任共有制度対象外	取引先の倒産や災害等その他突発的な事由等の理由により、市町村長の証明を受けた方	<b>8,000万円</b> 1号の場合、再生手続開始申立等事業者に対する関連債権額の範囲内  知事認定の場合は、別途定める限度額	1.00%	0.85%	運転7年以内(1年) 設備10年以内(2年)
セーフティネット資金 (新規枠) <sup>*1</sup> 認定要件4号 <b>県</b> ☆責任共有制度対象外				0.85% 但し、保証金額1千万円までは0.65% <sup>(※4)</sup>	10年以内(2年)
セーフティネット資金 (新規枠) <sup>*1</sup> 認定要件5号 <b>県</b>				0.80% 但し、保証金額1千万円までは0.60% <sup>(※4)</sup>	
セーフティネット資金 (新規枠) <sup>*1</sup> 認定要件7、8号 <b>県</b>				0.80%	運転7年以内(1年) 設備10年以内(2年)
セーフティネット資金 (新規枠) <sup>*1</sup> 知事認定、災害 <b>県</b>				滋賀県知事が別に定める経済環境の悪化により経営の安定に支障が生じた方や災害対策基本法第2条第1項に規定する異常な自然現象により直接被害を受け、市町村長の証明を受けた方	一般枠 0.30~1.75%
セーフティネット資金 (借換枠) <sup>*1,2</sup> 認定要件1~3、6号 <b>県</b> ☆責任共有制度対象外	取引先の倒産や災害等その他突発的な事由等の理由により、市町村長の証明を受けた方	<b>2億円</b> (増額分含む)	1.50%	0.85%	7年以内(1年)
セーフティネット資金 (借換枠) <sup>*1,2</sup> 認定要件4号 <b>県</b> ☆責任共有制度対象外				0.85% 但し、保証金額1千万円までは0.65% <sup>(※4)</sup>	10年以内(2年)
セーフティネット資金 (借換枠) <sup>*1,3</sup> 認定要件5号 <b>県</b>				0.80% 但し、保証金額1千万円までは0.60% <sup>(※4)</sup>	
セーフティネット資金 (借換枠) <sup>*1,3</sup> 認定要件7、8号 <b>県</b>				0.80%	7年以内(1年)
緊急経済対策資金 (新規枠) <b>県</b>	セーフティネット資金(新規枠)の対象者でないもので滋賀県が定める要件を満たす方	<b>5,000万円</b>	1.25%	0.45~1.20%	10年以内(2年)
緊急経済対策資金 (借換枠) <b>県</b>	セーフティネット資金(借換枠)の対象者でないもので滋賀県が定める要件を満たす方	<b>8,000万円</b> (増額分含む)	1.50%		

- \*1 セーフティネット資金(新規枠)で上限8,000万円、セーフティネット資金(借換枠)で上限2億円  
\*2 借換枠1~4、6号について、責任共有制度対象保証、流動資産担保融資保証付融資についての借換は出来ません。  
\*3 借換枠5、7、8号について、流動資産担保融資保証付融資についての借換は出来ません。  
\*4 軽減保証料率については、既存セーフティネット資金(新規枠)(借換枠)のそれぞれ融資残高を含む1千万円以内が対象

◆認定要件◆

- 【1号】大型倒産(再生手続開始申立等)発生により影響を受ける方  
【2号】取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方  
【3号】突発的災害(事故等)により影響を受ける方  
【4号】突発的災害(自然災害等)により影響を受ける方  
【5号】業況の悪化している業種に属することにより影響を受ける方  
【6号】金融機関の破綻により影響を受ける方  
【7号】金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している方  
【8号】整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると判断される方



## 大規模な経済危機や自然災害等の備えまたは発生した時に

国内外の金融秩序の混乱やその他の事象が突発的に生じた際に、売上減少などにより、資金繰りが悪化した中小企業者を支援するため期間限定で発動する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
危機関連保証 <sup>(*)</sup> ☆責任共有制度対象外	大規模な経済危機や災害等に際し売上高等が減少する等、経営の安定に支障が生じており、市町村長から危機関連保証に係る証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.80%	10年以内(2年)
セーフティネット資金 (新規枠) 危機関連保証 ☆責任共有制度対象外		8,000万円	1.00%	0.80%* 但し、保証金額 1千万円までは 0.60%	
セーフティネット資金 (借換枠) 危機関連保証 ☆責任共有制度対象外		2億円 (増額分含む)	1.50%		
伴走支援型特別保証	新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、売上高等が減少する等、事業継続または経営の安定に支障が生じており、市町村長の証明を受けた方 且つ、経営行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる方	4,000万円	金融機関 所定	0.20%	一括返済1年以内 分割返済10年以内 (5年)
セーフティネット資金 (コロナ新規枠) (伴走支援型特別保証制度対応)			1.00%		10年以内(5年)
セーフティネット資金 (コロナ借換枠) (伴走支援型特別保証制度対応)			1.50%		

\*危機関連保証は新型コロナウイルス感染症の影響により現在利用が可能です。(指定期間：令和3年6月30日まで)

## ●経営改善・再生支援に関する保証制度

売上減少等で収益性が悪化し、約定返済が困難となった場合、経営改善計画を策定し、これに沿った既存融資の借換等や新規融資により、資金繰りを支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
条件変更改善型 借換保証	既存の保証付融資があり、その融資の全部もしくは一部について返済条件の緩和を行っている方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	15年以内(2年)
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自らが策定した事業計画を基に経営の改善に取り組む方			責任共有制度対象 0.45~1.75% 責任共有制度対象外 0.50~2.00%	一括返済1年以内 分割返済 運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内 (1年)
政策推進資金 (経営力強化枠)	既述	新規8,000万円	1.25%	責任共有制度対象 0.45~1.15% 責任共有制度対象外 0.50~1.15%	運転5年以内 設備7年以内 (1年)
		借換2億円	1.50%		10年以内 (1年)

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、債権者間の合意が取れている経営改善計画を基に事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		0.20%	一括返済1年以内 分割返済15年以内 (5年)
政策推進資金 (再生支援枠)	【新規・一般保証】 中小企業再生支援協議会等の支援により経営改善計画を策定し、滋賀県が定める要件を満たす新規融資が必要な方	1億円	金融機関 所定	0.37~1.82%	10年以内 特に認める場合 15年以内 (5年)
	【借換・改善サポート(感染)】 新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行う借換融資が必要な方			0.20%	

◆事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を利用する際に必要な計画策定支援機関等◆

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| ①中小企業基盤整備機構                 | ⑦私的整理に関するガイドライン            |
| ②認定支援機関(再生支援協議会・産業復興相談センター) | ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドライン      |
| ③特定認証紛争解決手続                 | ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン |
| ④整理回収機構                     | ⑩中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合 |
| ⑤地域経済活性化支援機構                | ⑪経営サポート会議                  |
| ⑥東日本大震災事業者再生支援機構            |                            |

## ●事業承継・廃業に関する保証制度

事業を経営者の親族や役員・従業員へ承継しようとお考えの方、または事業を撤退しようとお考えの方に必要な資金を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業承継特別保証 ⚠財務要件あり ⚠連帯保証人不要	一定の財務要件を満たし、事業承継時における資金調達をお考えの中小企業者	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円			
経営承継借換関連保証*1 ⚠財務要件あり ⚠連帯保証人不要	経営者が経営者保証を提供していることにより事業活動の継続に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた事業承継を予定する中小企業者	2億8,000万円		0.45~1.90% 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合 0.20~1.15%	一括返済1年以内 分割返済10年以内
経営承継関連保証*1	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じていることについて経済産業大臣の認定を受けた方		金融機関 所定		
特定経営承継関連保証*1	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた中小企業の代表者	2億8,000万円		0.45~1.90%	運転10年以内 設備15年以内

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営承継準備関連保証*1	後継者の確保が困難等に起因する事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうと経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	2億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	運転10年以内 設備15年以内
特定経営承継準備関連保証*1	後継者の確保が困難等に起因する事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうと経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人			1.15%	
政策推進資金 (事業承継枠)*1	安定的な経営権の確保により滋賀県内で事業継続を図る方で滋賀県の定める要件を満たす方	1億円	1.00%	0.45~1.20% 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合 0.20~0.45%	10年以内 (1年)*2 (2年)*2
事業承継サポート保証	持株会社を活用した事業承継対策をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内

\* 1 事業承継に関する特例をご利用の場合は、経済産業大臣の認定が必要です。

\* 2 事業承継特別保証利用の場合は据置期間2年以内、それ以外は1年以内

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
自主廃業支援保証	事業は行っているが、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業をお考えの方	3,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	1年以内 かつ終期は 解散予定日より前

## ●本業を通じたSDGs達成のための保証制度

本業を通じて社会的課題の解決に取り組む方のための保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
SDGsトライアル保証	本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	1,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 継続時(目標達成の場合) 0.25~1.70%	初年度~3年目 短期12か月以内 2年目以降 長期7年以内
SDGsステップアップ保証	SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取組みを始めており、本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円		0.25~1.70%	運転10年以内 設備15年以内 (5年)
政策推進資金 (SDGs推進企業 応援枠)	SDGsの理念に賛同するとともに、別に定める社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでいる中小企業者の方	1億円	1.25%	0.45~1.90%	運転5年以内 設備10年以内

### ◆社会的課題の解決に資する産業分野◆

①環境・エネルギー事業

③クリエイティブ事業

⑤防災対策事業

⑦保育・育児事業

②医療・介護・健康関連事業

④観光事業

⑥雇用支援・人材育成事業

## ●当協会独自の信用保証料率割引

割引の名称	対象者	割引対象の保証制度	割引制度適用後保証料率	取扱期間
商工会・商工会議所 連携保証料割引制度	下記①～③すべてを満たす中小企業の方 ①1期(6か月)以上の決算を実施していること ②条件変更等による返済緩和を受けていないこと ③商工会・商工会議所の経営指導を6か月以上受けていること	①小口零細企業保証 (全国小口保証) ②創業等関連保証 ③創業関連保証	①0.45～1.98% ②0.90% ③0.90%	令和4年3月31日 保証申込(当協会受付)分まで

## ●滋賀県内各市町の保証協会付融資施策について（令和3年4月1日現在）

\*詳細については、各市町へご照会ください。

### 【融資制度】

融資制度名	取扱市町名	融資対象者	資金使途	限度額	融資利率	保証料率	融資期間
小規模企業者 小口簡易資金保証	県内19市町	各市町で事業を有し、融資申込額含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者	事業に必要な 運転資金 または設備 資金	2,000万円 <small>(既存の保証協会付融資残高含む)</small>	1.50%	0.50～1.20%	運転5年以内 設備7年以内
中小企業 経営安定資金	大津市	大津市内に事業の本拠地がある中小企業者		運転 1,000万円 設備 2,000万円			
長浜市創業支援資金	長浜市	長浜市内で新たに事業を開始する者		2,000万円	1.00% もしくは 0.80%	0.50% 但し1千万円までは 0.00%	7年以内

### 【保証料補助】

市町名	対象資金	補助内容	期間等	
守山市	①セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) <small>(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号および中小企業信用保険法第2条第6項の市町長の認定を受けたもの、伴走支援型特別保証を除く)</small> ②開業資金(創業枠)(創業サポート枠) (女性創業枠) ③政策推進資金(事業承継枠)	【補助率】 支払済保証料の1/2	【利用回数と限度額】 ①1事業者認定毎に1回 <small>(ただし、1事業者の上限は50万円)</small> ②上限30万円 <small>(ただし、認定特定創業支援等事業証明者の場合は60万円)</small> ③上限30万円	①平成21年1月9日から 令和4年3月31日まで ②平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで ③令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
栗東市	①セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) ②緊急経済対策資金(新規枠)(借換枠) ③開業資金(創業枠)(創業サポート枠) (女性創業枠) ④経営支援資金(小規模企業者特別枠) (小規模企業者枠) ⑤栗東市小規模企業者小口簡易資金	【補助率】 ①、②、④は支払済保証料の2/10 ③、⑤は支払済保証料の3/10	【利用回数と限度額】 複数回可能 <small>(ただし、1事業者の上限は50万円)</small> 【助成期間】 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に保証を受けた融資	平成28年4月1日から

## 【利子補助】

市町名	対象資金	補助内容		期間等
守山市	滋賀県中小企業振興資金制度融資 セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号および中小企業信用保険法第2条第6項の市町長の認定を受けたもの) *滋賀県から保証料の全額補給を受けているもの、もしくは、令和2年2月18日から令和2年3月31日までの間に融資申込を行ったもの	【補助率】 年1.00% (1年目20万円 2年目20万円)	【補助期間】 融資を受けた月から24か月	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
栗東市	滋賀県中小企業振興資金制度融資 セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) *令和2年2月18日から令和3年1月31日までの間に融資申込を行ったもの	【補助率】 年1.00% (年度内における1事業者の補助限度額は15万円)	【補助期間】 36か月	令和2年2月18日から
野洲市	①経営支援資金(小規模企業者枠)(旧小規模企業者経営安定資金含む) ②セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (中小企業信用保険法第2条第5項および第6項の市町長の認定を受けたもの) ③野洲市小規模企業者小口簡易資金	【補助率】 年0.40% (セーフティネット資金のみ、利子補助金の限度額が5万円で、申請可能回数は1事業者あたり1口のみ)		令和2年6月上旬から 令和3年7月下旬まで (申請者が申請期間内に必要書類を野洲市商工観光課まで直接持参)
湖南市	セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号および中小企業信用保険法第2条第6項の市町長の認定を受けたもの) *令和2年12月31日までに保証申込かつ令和3年1月31日までに融資実行したものに限り	【補助率】 借入利率または2% のいずれか低い率	【補助期間】 最大36か月 【利用回数と限度額】 複数回可能 1回あたり上限20万円	令和3年4月1日から 令和6年2月29日まで
高島市	滋賀県中小企業振興資金制度融資 「開業資金」 (平成27年9月1日以降に融資実行されたもの)	【補助率】 年1.00% (年度内における1事業者の補助限度額は15万円)	【補助期間】 36か月	令和4年3月31日まで
東近江市	滋賀県中小企業振興資金制度融資 ①「開業資金」 (補助対象の融資は3,000万円を限度) ②セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号および中小企業信用保険法第2条第6項の市町長の認定を受けたもの) *令和2年2月1日から令和2年5月31日までに融資実行したもの	【補助率】 年1.00%	【補助期間】 36か月 ②については1事業者 1年度あたり20万円	①平成25年7月1日から ②令和2年3月31日から
米原市	米原市小規模企業者小口簡易資金 (令和2年1月～令和4年12月31日までに融資実行されたもの)	【補助率】 融資利率の1/2	【補助期間】 融資を受けた月から12か月	令和4年3月31日まで
竜王町	①竜王町小規模企業者小口簡易資金 ②セーフティネット資金 (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号および中小企業信用保険法第2条第6項の市町長の認定を受けたもの)	【補助率・補助期間】 ①年0.60%(上限4万円) ②年1.00%(上限20万円)	36か月	令和4年3月31日まで

## ●信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、委託された中小企業・小規模事業者の方にお支払いいただくものです。

この信用保証料は、信用保証協会の適正な運営を行うため、直接利用者に負担していただくもので、日本政策金融公庫の信用保険料、信用保証協会の業務費、損失負担(代位弁済等)に充当しています。

中小企業・小規模事業者の方が、信用保証協会の保証を受け、金融機関から融資を受けられたときは、所定の信用保証料を金融機関を通して信用保証協会に支払っていただきます。



## 信用保証料の計算式

信用保証料は、貸付金額・保証料率・保証期間・返済方法を計算基盤にして一定の計算式で算出します。

【期日一括返済の場合】

$$\text{貸付金額} \times \text{責任共有保証料率(信用保証料率)} (*1) \times \text{保証期間(月数)} (*2) \times 1/12$$

【均等分割返済の場合】

$$\text{貸付金額} \times \text{責任共有保証料率(信用保証料率)} (*1) \times \text{保証期間(月数)} (*2) \times 1/12 \times \text{回数別係数}$$

\*1 責任共有保証料率は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

\*2 保証期間は貸付実行日から保証期日までです。1か月未満の端数（日数）が生じた場合、1か月として算出します。

### ◆回数別係数◆

保証期限までの分割返済の回数に応じて、係数が決まります。

回数別区分	6回以下	7~12回	13~24回	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

## 責任共有保証料率（信用保証料率）

中小企業・小規模事業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業・小規模事業者の定性要因等を加味して当協会が決定します。

この保証料率体系は、原則として、すべての保証制度に適用されますが、経営安定関連保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）などは対象外となります。

（単位：％）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 （特殊保証料率）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率 （特殊保証料率）	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

\* 特殊保証料率は、手形等割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

\* 信用保証料率は、保証委託額に対する率であり、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

## ●経営者保証を不要とする取扱いについて

経営者保証については、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する原因となるなど、企業の活力を阻害する面もあることから、下記の3つの取組みにより、保証時において経営者を不要とする取扱いを行っております。

### ①金融機関連携型

申込金融機関にて、以下の要件（要件1および要件2についてはどちらか一方）を満たす場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

要件1	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があること
要件2	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を保証付融資と同時に実行すること
要件3	直近2期の決算期において減価償却前売上高経常利益が連続して赤字を計上しておらず、直近決算期において債務超過でないこと

### ②財務要件型

財務要件型無保証人保証を利用する場合、経営者保証を不要とすることができます。

### ③担保充足型

申込人または代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

# 信用保証料率表

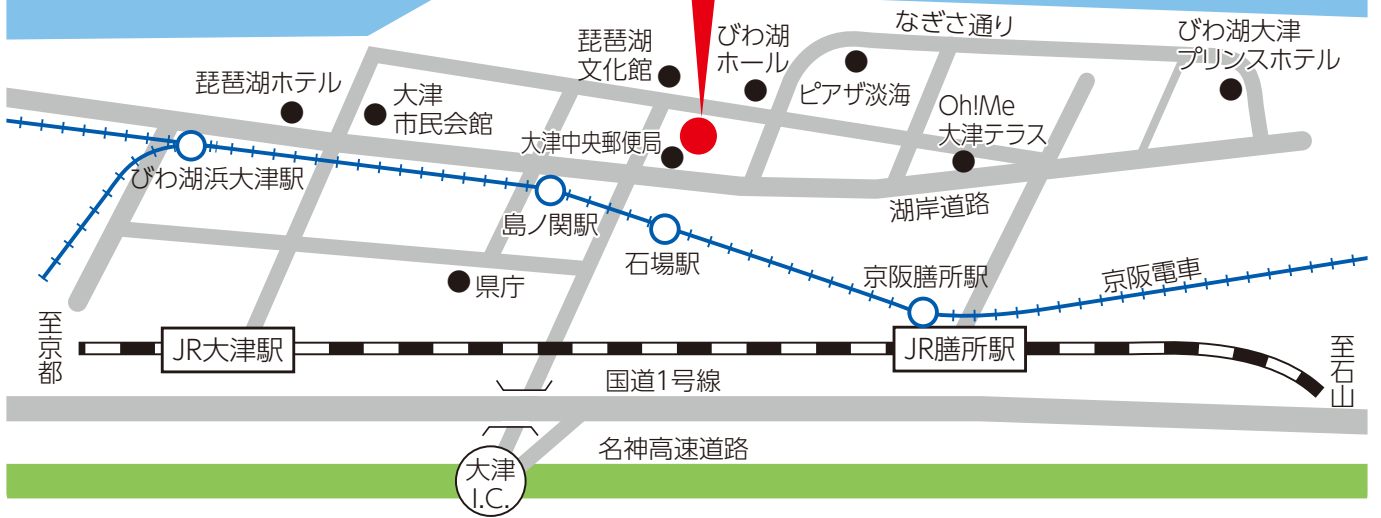
(令和3年4月1日現在)

区分	制度名	カテゴリー (財務諸表がない場合は①を適用)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	割引		
			法人 CRD評点	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100	有担保 (*1)	会計参与 (*2)	
一般保証	当座貸越(貸付専用型)根保証	責任共有保証料率 (特殊保証)	0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100	有担保 (*1)	会計参与 (*2)	
	事業者カードローン根保証	責任共有保証料率 (特殊保証)	0~32	33~42	43~51	52~63	64~74	75~76	77~83	84~94	95~100	有担保 (*1)	会計参与 (*2)	
	カードSmile	責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	全国小口保証	信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	△0.1%		
	経営力強化保証	商工会・商工会議所連携割引利用の場合	信用保証料率	1.98%	1.80%	1.62%	1.44%	1.21%	0.99%	0.81%	0.63%	0.45%	△0.1%	
		財務諸表がない場合	責任共有保証料率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%		
	経営力強化保証	財務諸表がない場合	信用保証料率	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%	△0.1%	
		財務諸表がない場合	信用保証料率					1.35%						
	プロパー協調融資保証(アシストライン)(法人)	(アシストライン)(個人)	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	
		青色申告特別控除の適用を受けていない場合等	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.25%	1.15%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	
協会制度	条件変更改善型借換保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	短期継続融資保証(通常枠)(ケイソク(通))	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	短期継続融資保証(税理士連携枠)(ケイソク(税))	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	短期継続融資保証(金融機関モニタリング枠)(ケイソク(金))	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	中小会計要領評価保証(会計力)	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	自主廃業支援保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	事業承継サポート保証	責任共有保証料率					1.15%						△0.1%	
	財務要件型無保証人保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	事業性評価保証(リレーション)	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	特別大口無担保保証(ロングラン70)	責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%			
協会制度	SDGsトライアル保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	SDGsステップアップ保証	目標達成できた場合	責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.45%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	△0.1%	
		流動資産担保融資保証	責任共有保証料率					0.68%						
	特定社債保証	責任共有保証料率	1.76%	1.60%	1.44%	1.28%	1.08%	0.88%	0.72%	0.56%	0.40%	△0.1%		
	経営安定関連保証1~4.6号	信用保証料率					0.90%							
	経営安定関連保証5.7.8号	責任共有保証料率					0.80%							
	創業等関連保証	信用保証料率					1.00%							
		商工会・商工会議所連携割引利用の場合	信用保証料率					0.90%						
	創業関連保証	信用保証料率					1.00%							
		商工会・商工会議所連携割引利用の場合	信用保証料率					0.90%						
事業承継特別保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
	経営者保証COの確認を受けた方	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%			
経営承継関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
	(特別小口保険)	信用保証料率					0.95%							
経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
	(特別小口保険)	信用保証料率					0.95%							
特定経営承継関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
	(特別小口保険)	信用保証料率					0.95%							
特定経営承継準備関連保証	責任共有保証料率					1.15%						△0.1%		
	責任共有保証料率													
経営承継借換関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
	経営者保証COの確認を受けた方	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%			
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	責任共有保証料率					0.95%						△0.1%		
	信用保証料率					0.80%								
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	信用保証料率・責任共有保証料率					0.20%								
	信用保証料率					0.80%						△0.1%		
伴走支援型特別保証	経営安定関連保証 4号	信用保証料率					0.20%							
	経営安定関連保証 5号	責任共有保証料率					0.20%							
	危機関連保証	信用保証料率					0.20%							
県市町制度	経営支援資金	小規模企業者枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	
		小規模企業者特別枠	信用保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%	△0.1%	
	セーフティネット資金	新規枠	責任共有保証料率	1.75%	1.60%	1.40%	1.20%	1.00%	0.85%	0.65%	0.45%	0.30%	△0.1%	
			経営安定関連保証 1~3.6号	信用保証料率					0.85%					
			経営安定関連保証 4号	信用保証料率					0.85%(*3)					
			経営安定関連保証 5号	責任共有保証料率					0.80%(*3)					
			経営安定関連保証 7.8号	責任共有保証料率					0.80%					
			危機関連保証	信用保証料率					0.80%(*3)					
		借換枠	経営安定関連保証 1~3.6号	信用保証料率					0.85%					
			経営安定関連保証 4号	信用保証料率					0.85%(*3)					
経営安定関連保証 5号			責任共有保証料率					0.80%(*3)						
経営安定関連保証 7.8号			責任共有保証料率					0.80%						
危機関連保証	信用保証料率					0.80%(*3)								
コロナ新規枠(伴走支援型特別保証)	信用保証料率・責任共有保証料率					0.20%								
コロナ借換枠(伴走支援型特別保証)	信用保証料率・責任共有保証料率					0.20%								
政策推進資金	SDGs推進企業応援枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	再生支援枠	一般保証	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%	△0.02%	
		事業再生計画実施関連保証(感染症)	信用保証料率・責任共有保証料率					0.20%						
	事業承継枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
事業承継特別保証・経営承継借換関連保証(経営者COの確認を受けた方)	責任共有保証料率	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.40%	0.30%	0.20%				
短期事業資金	通常枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	手形・電子記録債権割引枠	責任共有保証料率					1.00%							
	創業枠(創業等関連保証)(創業関連保証)	信用保証料率					1.00%							
	(一般保証)	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%	△0.02%		
開業資金	創業サポート枠(創業等関連保証)(創業関連保証)	信用保証料率					0.50%							
	(一般保証)	責任共有保証料率	1.32%	1.17%	0.97%	0.77%	0.57%	0.42%	0.22%	0.02%	0.00%	△0.02%		
	女性創業枠(創業関連保証)	信用保証料率					0.70%							
緊急経済対策資金	新規枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	借換枠	責任共有保証料率												
全国小口市町小規模事業者小口簡易資金	信用保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%				
	信用保証料率					0.50%								
	信用保証料率					0.00%(*4)								

(※1) 割引(有担保)…有担保(不動産等)の場合、0.1%の割引を行います。(ただし、一部の県制度については、0.02%の割引)なお、割引の適用をしない制度があります。  
(※2) 割引(会計処理)…会計参与設置会社の場合、0.1%の割引を行います。  
(※3) 新規枠、借換枠それぞれ1千万円までは基準料率より0.2%の保証料引き下げ(補助)があります。  
(※4) 1千万円までの範囲で優遇料率が適用となります。

琵琶湖

# 滋賀県信用保証協会 「コラボしが21」7階・8階



〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」7階・8階

<https://www.cgc-shiga.or.jp>

滋賀県信用保証協会HP



LINE公式アカウント



	部署名	直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援
		保証第2課	077-511-1322		保証・契約・担保等事務管理
		事務統括課	077-511-1325		創業申込審査・創業支援・創業相談
	経営支援部	077-511-1320	経営改善支援・再生支援・事業承継支援		
	管理部	管理課	077-511-1323		求償債権管理・回収
調整課		077-511-1330	延滞債務管理・代位弁済		
8階	総務企画部	総務課	077-511-1340	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画課	077-511-1300		保証業務企画・推進・広報
		電算課	077-511-1310		電算システム企画・運用・管理
		電算課	077-511-1315		



きっかけは、その保証でありたい

## 滋賀県信用保証協会

